

議会運営委員会記録

平成21年9月11日（金）

於：第1委員会室

議会運営委員会記録目次

平成21年9月11日（金）

出席委員	1
請願紹介議員	1
枚方市議会委員会条例第21条による出席者	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前10時7分）	2
請願第3号 枚方市議会議場の「日の丸」掲揚に関する請願	2
伏見 隆委員の発言	
議場への国旗・市旗掲揚に関する各派代表者会議の協議経過について	2
議場への国旗・市旗掲揚に関する権限の所在及び法的根拠について	2
議場に国旗を掲揚している大阪府内各市の掲揚に至った手続について	3
議場への国旗・市旗掲揚に関し手続上問題がないことについて	4
松浦幸夫委員の発言	
議場への国旗・市旗掲揚に関し手続上問題がないことについて	4
広瀬ひとみ委員の発言	
各派代表者会議の位置付けについて	4
各派代表者会議で議場への国旗掲揚を提案した理由について	4
前田富枝委員の発言	
自由民主党議員団の当時の会派代表者が議場への国旗掲揚を各派代表者会議に諮ることを提案したことについて	5
広瀬ひとみ委員の発言	
各派代表者会議において議場への国旗掲揚に関する協議が不十分であったことについて	5
議場への国旗掲揚に関し市民に情報公開して議論を尽くすべきことについて	6
日本共産党議員団として議場への国旗掲揚に反対していたことについて	6
小野裕行委員の発言	
議場への国旗掲揚は市民の代表者である市議会議員で決定すべきことについて	6
広瀬ひとみ委員の発言	
議場への国旗掲揚の是非は市民意見を聴取しながら判断すべきことについて	7
小野裕行委員の発言	
議場への国旗掲揚に関する協議が不十分と思料した際に各派代表者会議においてその旨を主張すべきであったことについて	7
広瀬ひとみ委員の発言	

議場への国旗掲揚に関し各派代表者会議で協議することになった経緯が 釈然としないことについて……………	7
小野裕行委員の発言	
本件議場への国旗掲揚に至る経過は各派代表者会議において日本共産党 議員団代表者が適正な手続をとらなかったことに起因することについて…	7
広瀬ひとみ委員の発言	
日本共産党議員団は議場への国旗掲揚に関し慎重な議論が必要であると 意見集約しその趣旨に沿った発言をしたことについて……………	7
伏見 隆委員の発言	
資料と日本共産党議員団との意見の相違について……………	7
広瀬ひとみ委員の発言	
日本共産党議員団は議場への国旗掲揚に関し慎重な議論が必要であると 意見集約しその趣旨に沿った発言をしたことについて……………	7
堀井 勝委員の発言	
各派代表者会議において日の丸に関し議論したか否かについて……………	8
国旗に関する議論と日の丸に関する議論とを分離する必要性について……	8
松浦幸夫委員の発言	
各派代表者会議において議場への国旗・市旗掲揚に関し異議等がなかつ たことについて……………	8
石村淳子委員の発言	
市民感情を考慮して議場への国旗掲揚に関し十分な議論を重ねること について……………	8
伏見 隆委員の発言	
国旗に関する議論と日の丸に関する議論とを分離する必要性について……	9
広瀬ひとみ委員の発言	
日の丸イコール国旗という認識について……………	9
堀井 勝委員の発言	
法律に日の丸と規定されていないことについて……………	9
伏見 隆委員の発言	
国旗に関する議論は国会で行うべきであることについて……………	10
広瀬ひとみ委員の発言	
国旗である日の丸を議場に掲げないでほしいという市民の思いを真摯に 受け止めることについて……………	10
小野裕行委員の発言	
議場への国旗掲揚と戦争が連関しないことについて……………	10
広瀬ひとみ委員の発言	
国旗掲揚に対する多様な認識への理解について……………	10
千葉清司委員の発言	
グローバルな視点から国旗を掲揚すべきことについて……………	10
堀井 勝委員の発言	
国旗国歌法制定を受けた法令順守の必要性について……………	11

広瀬ひとみ委員の発言	
国旗国歌法制定の10年後に議場への国旗掲揚を行う理由について……………	1 3
千葉清司委員の発言	
議場に国旗を掲揚する責務について……………	1 3
石村淳子委員の発言	
再度市民感情を考慮して議場への国旗掲揚に関し十分な議論を重ねることについて……………	1 4
前田富枝委員の発言	
各派代表者会議において議場への国旗・市旗掲揚に関しおおむね異論はなかったことについて……………	1 4
千葉清司委員の発言	
建設的に国旗掲揚の議論を進める必要性について……………	1 4
大塚光央委員の発言	
国旗の持つ負の遺産を払拭すべく種々の課題を解決する必要性について…	1 5
広瀬ひとみ委員の発言	
国旗国歌法制定されたからといって国旗掲揚を行う必要性がないことについて……………	1 5
休憩（午前11時14分）……………	1 5
再開（午前11時31分）……………	1 5
大塚光央委員の反対討論……………	1 6
広瀬ひとみ委員の賛成討論……………	1 6
請願第3号採決……………	1 7
散会宣告（午前11時37分）……………	1 7

議会運営委員会 委員会記録

平成21年9月11日（金曜日）

出席委員（10名）

委員長	出井 宏	委員	千葉 清司
副委員長	大塚 光央	委員	伏見 隆
委員	前田 富枝	委員	松浦 幸夫
委員	広瀬 ひとみ	委員	小野 裕行
委員	石村 淳子	委員	堀井 勝

請願紹介議員（2名）

伊藤 和嘉子 中西 秀美

枚方市議会委員会条例第21条による出席者

総務部長 長沢 秀光

本日の会議に付した事件

1. 請願第3号 枚方市議会議場の「日の丸」掲揚に関する請願

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下 寿士	議事課課長代理	沖 卓磨
事務局次長	伊藤 隆	議事課主任	吉田 章伸
庶務課長	式田 多秀	議事課主任	石田 有紀子
議事課長	五島 祥文	議事課員	井田 昌誕
議事課課長代理	鈴江 智	議事課員	遠山 喬士

○出井 宏委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。伊藤事務局次長。

○伊藤 隆市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、10名です。

なお、請願第3号の紹介議員として、伊藤議員及び中西議員に出席をお願いしています。以上で報告を終わります。

(午前10時7分 開議)

○出井 宏委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会運営委員会を開き、請願第3号 枚方市議会議場の「日の丸」掲揚に関する請願の審査を行います。

○出井 宏委員長 審査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

なお、本委員会室に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる音声傍聴を許可します。御了承願います。

○出井 宏委員長 これから審査に入ります。

請願第3号 枚方市議会議場の「日の丸」掲揚に関する請願を議題とします。

○出井 宏委員長 お諮りします。

本請願については、既に詳細な趣旨説明を聴取しておりますので、これを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出井 宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、本請願については、趣旨説明を省略することに決しました。

○出井 宏委員長 これから質疑に入ります。

まず、紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。

○出井 宏委員長 紹介議員に申し上げます。

紹介議員に対する質疑は終結しましたので、これで退席していただいて結構です。どうも御苦労さまでした。

[伊藤和嘉子議員及び中西秀美議員退席]

○出井 宏委員長 引き続き、その他の質疑を行います。

なお、本請願は議会運営に係ることですので、委員間の協議、意見交換の場であるということも踏まえ、御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。伏見委員。

○伏見 隆委員 議場での国旗及び市旗の掲揚につきましては、これまで各派代表者会議で議論されて、私の方としましては、その都度、会派代表者から報告を受けているんですけども、この請願第3号を審査するに当たり、これまでの経過について、改めて説明をお願いします。

○山下寿士市議会事務局次長 経過について、説明させていただきます。

まず、平成20年、昨年12月9日開催の各派代表者会議で、代表者の1人から、議場における市旗、国旗の掲揚について検討する場を設けてほしいという旨の提案がございました。この日は、この提案に対して協議はせず、提案の趣旨等をお伺いする程度で終わりました。

その後、正副議長で提案の取り扱いについて御相談され、平成21年、ことしの2月18日に開催の各派代表者会議で、正副議長で相談した結果として、今後は各派代表者会議で協議し、意見を伺いながら一定の結論を出したい旨の意思表示がなされました。このことを受けまして、一旦それぞれの会派に持ち帰り、協議をすることとなりました。

次に、3月6日開催の各派代表者会議では、非公式に会派代表者の皆さんに御意見をお聞きしたところ、おおむね掲揚することに異論はないという意見でございました。ただし、代表者の意見の中には、性急に取り組むのではなく、適当な時期に掲揚してはどうかといった意見もあったために、議長としては、掲揚することで集約し、掲揚の時期や方法など、実施に当たっての詳細については、改めて今後の各派代表者会議の場で協議することを決められました。

次に、6月8日開催の各派代表者会議では、3月6日の各派代表者会議で掲揚することが集約されておりましたので、具体の掲揚時期や旗の形態等についての協議がなされました。このときに、市旗、国旗の掲揚イメージ写真の提示もございました。時期については、いろいろと意見が出ましたが、それらの意見を踏まえまして、議長から9月議会の時期から掲揚することを提案されました。

その後、開かれた5回目の各派代表者会議、これは6月25日でありましたが、再度、旗のイメージ写真や掲揚場所等について協議を行い、このたびの形態となったところでございます。

なお、代表者の意見のうち、市旗、国旗の購入に当たっては、経費節減の観点から、現在、市にあるものを代用してはどうかとの意見もございました。これらの意見を参考にしながら、議長は9月議会の時期から掲揚することで集約され、今日の状況に至っております。

以上でございます。

○伏見 隆委員 議場に国旗とか市旗を掲揚することを決定する権限はだれに属するものなんですか。議長なのか議会なのか、その辺をちょっと確認させていただきたいのと、それから、その根拠とされる法令、どんなものに基づくものなのか、その2点について、お尋ねします。

○山下寿士市議会事務局長 お答えします。

議場に市旗や国旗を掲揚する権限ということですが、これは議場の管理運営に関する事項でございますので、地方自治法第104条に規定する議長の事務統理権に基づくものとして、議長にその権限があると考えられております。

ただ、議長権限と解釈はされていますが、今回、議長は独自判断で掲揚を決定することはされずに、あくまで会派の皆さんの御意見を伺って判断すべく、各派代表者会議に諮られ、御協議いただいたところでございます。

以上です。

○伏見 隆委員 大阪府内では枚方市を除く32市中17市が議場に国旗を掲揚していると聞いているんですけども、その決定までの手続というのはどのような方式をとられているのか、枚方市議会と同じような手続をとられているのか、それとも、もっとほかにも方法があるのか、その辺のことについて、お尋ねします。

○山下寿士市議会事務局長 府内で既に掲揚されている17市での掲揚に至る経過についてでございますが、幹事長会議、うちで言う各派代表者会議に当たりますが、幹事長会議で協議、

決定した市があります。また、議会運営委員会で採決をして決定した市がございます。また、その両方で議論された市がございます。そして、掲揚に関する条例が本会議で可決されて掲揚されたというような市と、とられた手続はさまざまでございます。それぞれの市議会独自でその手続を模索して、掲揚を決定しているようでございます。

以上でございます。

○伏見 隆委員 今、3点ほど質問させていただいたんですけれども、議長の権限のもとで行われて、しかも、各党派代表者に持ち帰ってもらうなどして、各党派の各議員さんの意見も聞きながら慎重に進めてきたと理解させてもらいました。

手続上も問題ないということで理解しました。どうもありがとうございます。

○松浦幸夫委員 私も代表者として各派代表者会議に出させていただいておまして、このことについて、議員の党派を代表する人たちが出てきて意見を申し上げた中で決定していったことですから、特に無視してやったとかというような経緯もないと思いますし、当然、手続上も何ら問題はないというふうに判断しております。

○広瀬ひとみ委員 ただいま伏見委員の方から議場に国旗を掲げるに至った経過についてということで御質問がありまして、各派代表者会議の中で議論を重ねてきてこうした結果に至ったんだという御説明があったと思うんですけれども、きょう市民の方も来られておまして、各派代表者会議というものの位置付けというのがわかりにくいかと思っておりますので、その辺の御説明をしていただけたらというふうに思います。

○山下寿士市議会事務局長 各派代表者会議は、枚方市議会の中にあってはこういう名称で呼ばれておりますが、非公開の公式の会議と位置付けられております。

参考までに、議会運営委員会というものは、法定の会議とするというようになっております。

○広瀬ひとみ委員 非公開なんだけれども公式の会議ということで、各党派の代表が集まって、この話を進めてこられたということだと思います。

ただ、先日も、9月議会の初日に初めて日の丸と市旗が掲げられて、たくさんの市民の方が傍聴に来られておまして、その市民のお1人から、議長に対して、なぜ広報で知らせることもなく勝手にこういうことをしたんだというような中身の声が飛んでいたかというふうに思うんです。

私、そのお声を聞いておまして、やはり、市民の方からすれば、本当に唐突な話になっているのではないかなど。突然に、どこでこんな話がされてきたのかということもわからずに、また、こういう話がされているということも知らされずに、日の丸が議場に掲げられたと、こういう事態になってしまったのではないかなというふうに感じているんです。それは、やはり各派代表者会議の中で議論がされてきたということにもその一因があるのではないかなというふうに思うんです。

経過の資料を見させていただいておりますと、1党派の方からこの問題について今後検討する場を設けてほしいという御提案があったということなんですけれども、この当時、議長の諮問のもとで議会改革懇話会も開催されておまして、ある意味、これは議会改革にもかかわる課題ではないかというふうに思うんですけれども。

議会改革懇話会も、各党派の代表の皆様が参加をして、いろいろと議長から諮問を受けた

こと以外にも、その他の部分についても意見があれば出してくださいということで話し合いがされていたにもかかわらず、その場で話し合いをとということではなくて、こういう形になったというのがちょっとわかりにくいんです。

御提案された会派の方から御意見があれば、ちょっとお伺いしたいというふうに思うんですけれども。

○前田富枝委員 私どもの会派で話をさせていただいて、当時の代表が各派代表者会議にかけていくということで、そういう旨のことになりました。

以上です。

○広瀬ひとみ委員 会派の中でのそういう御議論で、議会改革懇話会の中でということではなくて、各派代表者会議の中で諮っていこうというお話だというふうに思うんですけれども、やはり、市民の方からしてみれば、そういうことというのはきちんと市民にわかるように議論してほしいというのが、これは当然のことじゃないかなというふうに思うんです。

ですから、これを見ますと、5回ほど議論をされてきたということになっているんですけれども、見ていただいたらわかるみたいに、各派代表者会議の3月6日開催のところでは、議長から各会派に非公式に御意見を伺っていただいているわけですね。非公式に御意見を伺っていただいている、その意見の集約というのが、おおむね皆さん掲揚ということで御意見を上げられているということであったわけですが、我が党、日本共産党議員団は、このときから掲揚に対しては反対の意見を上げておりました。

したがって、おおむね掲揚することに異論はないということですが、反対の意見もこの当時からあったということなんです。反対の意見があったんですけども、「しゃべれ、しゃべれ。」と述ぶ者あり）ちょっと話の途中で茶々が入っておりますけれども、我が党の会派の意見ということで、私どもが代表から聞かれた際には、我が党は掲揚には反対だという意見であったわけです。ですから、議会の会派の中には反対の意見も確かにあったということなんです。

じゃあ、その反対の意見というのが、その各派代表者会議の中できちんと議論をされてきたのかということであれば、私どもの代表は、その議論というのは不十分であったというふうに言っております、そのことにつきましては後ほど榎本議長に対してもお話をさせていただいたという、こういう経過もございます。

ですから、こういう問題は、十分に市民の皆さんにもわかるような形できちんと議論を尽くしていくということが、まず、手続上もやはり必要であったのではないかなというふうに私自身は感じているところです。

さらに、請願の理由の中でも言われておりますように、さまざまな御意見があるということですから、そういう思いというのでも十分に踏まえた形で、議会というのは議論をしなくてはならないのではないかなというふうにも感じます。

特に議場というのは、先ほど議長の権限だということでお話がありましたけれども、確かに議長権限なんだけれども、議場はやはり議員だけのものではないわけでありまして、市民の皆さんの市政の発展のために、また、その議論を尽くすために設けられているものでありますから、こういったものというのでも市民の皆さんにきちんと情報公開しながら議論をしていくというのが新しい議会の在り方ではないかなというふうに感じております。

これは意見ですけれども。

○**山下寿士市議会事務局長** 質問いただいておりますので、言い方はあれなんですけれども、今、意見をおっしゃった中で、ちょっと経過について、3月6日の各派代表者会議での取りまとめの仕方なんですけれども、いろいろ賛否が、今おっしゃっていたように、さまざまな意見があるということは承知しておりますが、一人一人にお聞きする形じゃなくて、それぞれ代表者の方々に会派での御意見、その空気といいますか、御意見は大方どんなものですかというような形でお聞きをする、そういうやり方で会議を進めてきたと。その結果、おおむね異論はないと。意見の中にはいろいろ理由はございましたが、法制化されて10年、国旗をいろんな場面で見られる機会もたくさん増えたというようなこともおっしゃっていました。

それは一つの意見でございますけれども、そういうことで、おおむね異論はないというような答えをお聞きしたものですから、それを受けて、3月6日の各派代表者会議で、議長がそういう状況の中で自分としては判断していきたいというような御発言であったかと思えます。おおむね、どの会派においても反対というような意見ではなかったと思っております。

○**広瀬ひとみ委員** 非常に誤解を与える発言だというふうに思うんですけれども。じゃあ、我が会派は反対の意見を言わなかったのかと。非公式の取りまとめの際の話ですね。

○**山下寿士市議会事務局長** 先ほどちょっと説明しましたように、議長が判断するに当たって、各会派の代表者の皆さんの御意見をお聞きしたいというような趣旨で話を進めておりましたので、全会一致でなければいかんとか、そういう形じゃなかったものですから、大方どんなものですかということをお聞きしたときに、もちろんさまざまな意見はあるよという前置きはありましたが、おおむね異論はないというのが意見としてありました。

ただ、おっしゃっているように、うちはもちろん賛成はしかねるというような御意見もありました。そのような状況でございます。

○**広瀬ひとみ委員** 誤解を与えるので、はっきり言ってほしいんですけれども、我が会派は、会派の中に持ち帰って、この問題についてどうなのかということをお話しして、その件に関しましては反対だという意見を明確に持っておりますし、その主張をしたはずで。

これは非公式の場で聞かれておりますので、非公式でそういうお答えをしているということだと思っておりますけれども、その点について、何か問題があるということをお話ししているんですか。

○**山下寿士市議会事務局長** 間違っているということではなくて、3月6日のときの会議では、会派代表者の方々一人一人に各会派それぞれどうですかというような伺い方をせずに、おおむね異論はなかったというような非公式での聞き取りの報告をされていたと、そういうことであります。

○**小野裕行委員** ちょっとそれはもう、らちが明かないので、言った、言わないの話ですから。

ただ、ちょっと確認をしたいんですけれども、この請願文書の中には、「市議会こそ「思想、信条の自由」を物心両面から厳しく保障されなければなりません。

市議会議員の内心の自由を「日の丸」掲揚で侵されたとしたら、議会の見識が問われてくるでしょう。」

「「日の丸」に抱く市民のさまざまな感情、また市議会議員の「思想、信条の自由」を確保するという立場から、これを掲揚しないよう中止を求める」ということが書いてあります。

先ほどから市民を無視した形で議論が進められているんじゃないかという話がありますけれども、まず、ここにも（資料を示す）、上の方に書いてありますが、市民の代表の市議会議員ということであって、市議会の中で決めるべきことは決めるべきことだと私は思いますけれども、その辺は見解が違うんですかね。

○**広瀬ひとみ委員** 何も市議会の中で決めるということをおかしいと言っているわけではありません。市議会の中で決めるということは当然なんですけれども、その決め方はどうあるべきなんだろうかと、そういう議論です。

決めるのであれば、やはりこういう話が出てきているということを市民の皆さんに知らせながら、そのことに対して、市民の皆さんだっているような御意見があるわけですから、そういう御意見も聞きながら判断していくということが大事なのではないかと。

○**小野裕行委員** わかりました。

ただ、各派代表者会議にそれが出たときに、そういうお話をされて、そういうしかるべき手続をとって議論の場を別に設けるとか、そういうことをされた方がよかったんじゃないですか。今さら言ってもという話ですよ。

○**広瀬ひとみ委員** そう思います。

そのときになぜそうしなかったのかというのは、先ほども言いましたけれども、なぜ議会改革懇話会を一方でやっているにもかかわらず、その場で議論せずにこういう形で議論しなければならなくなったのかというのは、非常に釈然としない思いをしているということです。

○**小野裕行委員** それは、基本的に各派代表者会議に出られたおたくの代表者がその場できちっとそういうお話をされて、そういう手続を経て議論の場を設けるという形をとらなかったからこういう結果が出たということでしょう。

○**広瀬ひとみ委員** 人が変わっておりまして、代表者がここで話をすればスムーズなのかもわかりませんが、各派代表者会議の中身というのは伝えられているだけで、そこで直接どう言ったかという議論まで、私の方ではなかなか把握ができておりません。

ただ、我が党の会派の意見としては、こういう問題というのは、先ほど私が言ったとおり、慎重に十分議論しなければならないという点については会派の中で集約しておりますので、その趣旨に沿った発言というのはさせていただいているというふうに認識しております。

○**伏見 隆委員** 3月6日の時点でおおむね掲揚することに異論はないということで、広瀬委員さんと意見が食い違っているように感じたんですけれども。私たちもはっきり知りたところなんです、日本共産党議員団さんの議員さんのブログの中に「日本共産党議員団は6月議会のときから反対してきたにもかかわらず」という表現があるということは、3月6日の時点ではここに書いてあるとおりのことなのかなと僕はちょっと想像するんですけれども、その辺はどうなんですかね。僕も各派代表者会議に出ていませんので、ここまで、そんな異論があったということは聞いていないように思うんです。

○**広瀬ひとみ委員** どなたのブログかというのはちょっとよくわからないんですけれども、私どもとしては、この問題が6月の各派代表者会議のときに最終決着したんだという認識をしているわけなんです。ですから、6月30日付で、榎本議長に対して、議場に日の丸を掲揚することについての抗議書というのを outsending させていただいているんです。

3月の時点では、まだまだ議論が尽くされていないという我が党議員団の認識であったわ

けなんです。引き続き先送りをされて、まだまだこの問題については議論されていくと、こういう認識を持っていたわけなんです。6月に至って、日の丸を具体的に掲揚していくということが各派代表者会議の中で決定されたという認識を持ちましたので、6月の時点で正式に抗議をさせていただいたというような経過になっております。

ですから、3月の時点では意見がまとまっていなかったということではなくて、当初から反対という意見を上げさせていただいておりましたので、先ほどから局長が何を言いたいのかというのが私には非常にわかりにくいところでございます。

そういうことでございます。

○出井 宏委員長 よろしいですか。

この資料が請求で出ているわけでございますので、これがその状況であるということで、今はいいんじゃないですか。これを言った、言わないという議論をしておっても、これは全然関係ないわけでございますから。だから、この資料が出ているわけでございますので、これをベースにするということはどうなんでしょうか。

○堀井 勝委員 私は代表者ではありませんし、各派代表者会議に出たこともありませんし、各派代表者会議の議論がどんな議論であったかについてはわからないので、事務局長にお尋ねしますけれども、そもそも議論されてきたのは、国旗の問題、いわゆる日章旗ということで議論をされてきたのか、日の丸という、ここに固定して、「日の丸」というように請願では出ていますね、議論をされたきたのか、どちらなんです。

○山下寿士市議会事務局長 日の丸の議論はしておりません。

○堀井 勝委員 そうすると、請願が出されているのは、日の丸ということで、固有名詞ですね。これは、日の丸という固有名詞ですね。これで請願が出されてきているわけですね。日章旗であるとか、国旗であるとかというような既定概念ではないわけですね。

そういうことからすると、今、いろいろ議論されていますけれども、私は、この議論は議論に値しないのではないかというように思うわけです。

以上です。

○松浦幸夫委員 各派代表者会議に出ておりましたので言いますけれども、日本共産党議員団の中の議論というのは我々はわかりませんが、各派代表者会議の議論の中で、絶対だめだという意見も、また違う場で検討してはどうかという意見も出ませんでしたし、今言われたように、おおむねこの方向でという理解を我々はしたというふうに解釈しております。

これは間違いのないという観点で申し上げたいと思います。

○石村淳子委員 先ほど、国旗と日の丸との違いということで、国旗の議論に日の丸と書かれているという点が議論に値しないということなんですけれども、そもそも、この法律、国旗及び国歌に関する法律の国会審議でも、やはり思想、信条の自由を侵すということで、国民的にも大きな議論になったんですね、この間も。

ですから、やっぱり国旗掲揚という点については、枚方市でも、この資料にもありますように（資料を示す）、さまざまな形で議論をされてきましたし、当初、昭和62年のときには、本当に日の丸の使用については断じて反対するというような形にもなっていて、教育委員会の間でもいろんな議論を経てきて、屋上で掲げるという形での調整になったんじゃないかなというふうに思うんです。

各派代表者会議というのは、それぞれの代表者が出るわけですから、もちろん私たち議員の意見も取りまとめて言うということにはなりますけれども、これは非公式であって、それこそ調整機関だと思うんですね。議会をどのように運営していくかという議会運営委員会が別にありますけれども、そういう意味でも調整機関であって、議論の場ではないわけですから。

国会の審議の中で国民のいろんな反対意見もありながら通った国旗及び国歌に関する法律に基づいた議論でもいろいろ紛糾する中で、枚方市民にとっても、いまだにそういう思いを持っておられる方というのはやっぱりたくさんおられて、そういう意味で出された請願でもあるわけだし、私たち日本共産党議員団はかねてから反対もしてきましたから、そういう点での意見というのは、はっきりしているんですよ。

だから、それをおおむねの中に一概にぽんと入れてしまって、それだったら市民もみんな賛成しているんだというような形にはならないと思うんですね。皆さんも市民の代表ですから、いろんな市民の意見も聞いておられると思いますけれども、私たちもいろいろと市民の皆さんからお聞きしていますし、反対する市民もいらっしゃるんだから、この調整機関である各派代表者会議の中で性急に決めるのではなくて、やっぱり、きちっと議論をして、いろんな市民の人の声を聞いていく場をもっと設けていくとか、本当にそういうふうにする必要があるんじゃないかなと思っています。

この間、インターネットでもいろいろ調べてみますと、東京都目黒区だとか、愛知県岡崎市だとか、議場での日の丸掲揚ということでは、ずっと議会も紛糾してしまっていて、岡崎市は、市民の皆さんが各議員さんを訪れて話し合いをする中で、その議場では掲揚しないというふうになったとも聞いていますから、やっぱり、この掲揚について、もっともっといろんな形で市民に公開して話をすべきなんじゃないかなというふうに私は思います。

○伏見 隆委員 この請願もそうですし、今のお話もそうなんですけど、日の丸のことにつきましては、さまざまいろんな考え方があるんだなということは認識するわけなんですけれども、国旗及び国歌に関する法律で国旗が日の丸であるということが国会の方で決められておりますので、やはり、この枚方市議会の中で議論するには余り当たらないんじゃないかなと。

例えば、法律の改正であるとか、そういうところで動かれることについてはわかるんですけども、枚方市議会で国旗と日の丸、これを議論するのはちょっとどうかなと。だから、この場では、国旗を議場に上げるということであって、日の丸ということとはちょっと切り離して考えた方がいいんじゃないかなと思います。

○広瀬ひとみ委員 よくわからないんですけども。先ほどの堀井委員の意見も、私、ちょっと理解できていなくて。

日の丸イコール国旗という認識を持っているんですけども、何か違うんでしょうか。

○堀井 勝委員 法律は、別に日の丸という規定はしていませんよね。「日章旗」と規定しているだけで、国の法律は日の丸とはうたっていないから、私はそのことを申し上げているわけです。

○伏見 隆委員 「国旗は、日章旗とする。」ということが法律に書いてあるんですけど、日章旗と日の丸は一緒じゃないかなと私は認識しているんですけども。

今、日の丸に対していろんな感情があるということはわかるですよ。だけれども、法律

で日の丸が国旗だと決まっているわけですから。日章旗と日の丸は違うんですか。（「一緒、一緒。」と述ぶ者あり）一緒ですよ。だから、日の丸は国旗だということで、多分、日の丸を国旗にしてもらったら困るという意見が多くあるんじゃないかと僕は思うんですよ。

だけれども、それは国会の方で議論してもらわないといけない話で、枚方市議会としては、国旗と市旗を議場に上げようということで、それがたまたまというか、法律で定められている国旗が日の丸と一緒にだったと。そういうことだから、日の丸云々という話は国会の方へ持っていった方がいいんじゃないかなと、そういう認識です。

○**広瀬ひとみ委員** おっしゃっていることはわかりました。

ただ、この請願で言われているのは、日の丸を国旗としないでくれということを求められているのではなくて、国旗である日の丸を議場に掲げないでくれというものだというふうに思うんです。

その国旗となった日の丸には、ここに書かれてあるように、いろんな歴史があるよと。その歴史についていろんな受け止め方を持っておられる住民の皆さんたちがたくさんおられると。その思いというのもしっかりと受け止めていただきたいと、こういうことだというふうに思っているんですけどもね。

○**出井 宏委員長** 掲揚するかどうかという視点で御議論をよろしくお願ひしたいと思います。

○**小野裕行委員** 僕は、もう質問とか議論は僕はいいいのかなと思いますけれども。

ここに書いてあるように、国旗を掲揚することが個人の内心の自由を脅かすか、侵害するかどうかという判断は個人の見解ですけども、私は全然そういう感じは受けません。侵害されたとも何とも思いません。先ほどおっしゃったように、いろんな感情を持っておられる方がたくさんおられることは存じていますけれども、国旗を掲揚することがそのまま戦争につながるような発想自体がナンセンスだと私は思います。

以上です。

○**広瀬ひとみ委員** 小野委員の考え方も一つの考えだというふうに思うんです。そうではない考え、そうではない思いを持っている人の気持ちもぜひとも御理解いただきたいという、そういう話だと思います。

○**出井 宏委員長** 今の御議論というのは、個人的な意見の部分も随分出てまいりますので。

今回は、議場に掲揚するかどうかという視点と、信条的な問題と、いろいろ議論しても、そこは平行線な点がございまして、もうちょっと視点をしっかりしていただいて、御質問をよろしくお願ひします。

○**千葉清司委員** 議場に国旗を掲揚することに肯定の立場で思いを申し上げます。

私、長年、戦前戦後、おかげさまで生きてきました。尊いおじさんも戦争で亡くしました。ですから、言われているところもわかる部分もあります。

ただ、やはり我々自身は国際社会で生活しているわけですから、国旗がすべてなんですね、海外に行ったら。私の次男坊も、アメリカのニューヨークで14年もおりました。アメリカでは、御承知のように、あらゆる地球上の人種がニューヨークに集まっているわけですね。やはりそこで一番大切なのは国旗だと言うんですよ。もちろん国歌もそうですよ。

そういうものですから、議場に掲揚するのが是か非かとか、あるいは日の丸の過去から今もってけしからんとか、そういう議論は非常に狭義的な議論であって、国際社会に生きてい

く、グローバル的な視点に立たざるを得ない今日段階で、もうナンセンスだと僕は思うんですよ。通用しない、日常、そのように感じているんですよ。

冒頭に言いましたけれども、戦前戦後、私は生きてきましたから、そういうところで何の支障も来していないんですよ。だから、私どもの部屋に来てもらったらわかりますけれども、朝から晩まで、特大の白地に赤の丸、まさに日の丸を誇りを持って掲げているわけです、先祖代々も含めて。特に日本は島国ですから、資源がない国、海外と経済協力しないと生きていけない国なんですから。その象徴になるのは日の丸ですよ、まさに国旗ですよ。図案の問題なんですから。

先ほど紹介議員が退席しまして聞き忘れましたが、白地に赤の図案が気に食わなかったら、代案を示すべきだと思うんです。これは、僕がいつも思っているんですよ。反対の方は、こういう国旗にしようという代案を示して賛否をとったらいんですよ。そういうことをせずして、ただ嫌い、嫌いと、赤が嫌いと、（傍聴席で述ぶ者あり）いや、ちょっと待ってください。（傍聴席で述ぶ者あり）委員長、制止してください。あんまりうるさかったら、退場させてください。

そういうことで、やはり、グローバル的な視点で考えていかないと日本は生きていけないと、枚方もそういう時期に来ているということをお互い認識すべきだと思うんです。

ですから、結論的には、堀井委員が申されましたように、日の丸という議論はナンセンスであり、この議論に値しないと、私もそう思います。

以上です。

○堀井 勝委員 五、六分いただいて、私の思いを述べさせていただきたいと思います。

私のおやじは、1944年7月1日に召集でとられておりましたけれども、内地へ帰されて、戦死じゃなくて、病死をしました。母親は、我々2人の兄弟を育てるのに大変苦労しまして、3年後に死にました。私は、数えの8歳から生活保護を受けながら、おじさんやお婆さんの家で大きくしていただいたわけですが、そういう意味からすると、あの戦争がなければなあという悔しい思いですし、日の丸や国旗に対する思いもいろいろあります。

そういうことがあって、私も大きくなってきたんですけども、今ここに資料が出ているように、昭和39年、1964年に庁舎に日の丸が上がる、国旗が上がる、日章旗が上がるということが決議をされたと、こういうふうになっておるわけです。私も、昭和37年に枚方市に来まして、その当時からこの問題にかかわって反対をしてきたわけですが、現に昭和39年には枚方市に国旗が上がっている。それ以降、自衛隊の募集事務をやるなどか、私も、そのころからそういうところに籍を置いておりましたから、こういう運動をいろいろとやってきたわけです。

しかし、私は、1970年に約45日間、中国を訪問させていただきました。一労働者として中国へ行ったわけですが、ここでは、いわゆる南京大虐殺が行われた雨花台という、まさに大虐殺によって、その血によって石までが血の色に染まったと言われるぐらいの場所にも寄せていただきました。

私たちは、その当時、日の丸に対して中国の方々がどういう思いでおられるのか、大変興味があったのと、女性の団員がおりましたから、日本では母子保護ということで生理休暇というのがございますが、向こうには生理休暇は法律では何も定められてない、なぜ生理休暇

がないのかという問題も大変興味があつて、45日間、至るところでそんなことばかり話をしてきたんですが、中国の方々も、我々も戦争の犠牲者であると、いわゆる第二次世界大戦というのは、日本国の軍国主義者、わずか一握りの人間がそういう間違つた戦争をやつたのであつて、あなた方やあなた方の先祖は犠牲者ですよ。だから、そういう軍国主義者と国民とを区分けされている。

日の丸に対しても、確かに、向こうの方は日の丸によって虐殺をされている、そういう思ひは強いです。物すごく強いです。憎しみを持っています。日本軍に対しては鬼と言われるぐらい憎しみを持っておられましたけれども、しかし、日本の船であるとか、それから飛行機であるとか、そういったものには日章旗が付いてある。それは、国を識別するために付けてあるまでの話で、その国が、国民がそのことを思っていればそれでいいじゃないかと、だから、それを大上段に掲げていろいろされることについては中国人は反対ですよ、こういうことも聞きました。

それから2年後に、田中角栄さんによる国交回復、国交正常化が行われたわけですね。私は、この場面を、中国はどういう受け入れをするのかなということ、テレビですつとその日一日見ておりました。やっぱり国家間の関係ですから、田中角栄総理大臣が行かれるときには、ちゃんと日章旗、日本の旗を振りかざして、中国の国民が田中角栄を迎えていると。しかも、君が代という歌も鳴っていると。これは、私が中国に行って中国人の現地の方にいろいろ話を聞いたのと、国を挙げて田中角栄さんが行かれるときに歓迎しているのでは本当に随分違うなど、やっぱり、国対国の話ですから、国というのはそれだけ格式を持ってやっておられるんだなということ、私はずぶさに思いました。

それから、この枚方市では、府下でもいち早く北牧市長が非核平和都市宣言をされたということ。それから、1995年に、何を間違つたのかわかりませんが、日本社会党の村山富市さんが内閣総理大臣になられて、そのときに慰安婦問題を解決し、日本が第二次世界大戦でとってきた国策が誤りであつたという村山談話というので謝罪をされるわけですね。それによって、アジア諸国の方たちも高く評価をされて、それまでは中国も日本の軍国主義が復活することを懸念しておりましたけれども、そういうこともなくなったというように理解をされたと思います。その4年後、1999年に国旗及び国歌に関する法律というのが成立して、今日に至っているわけです。

ですから、僕の言わんとするところは、潜在的にいろんな問題はありますけれども、世界的に社会がどんどん発展して、経済が発展してきたら、やっぱり、我々も、かつての第二次世界大戦で日の丸を掲げて植民地支配をしてきた、それはそれとしてちゃんとわきままえながら、我々が国旗、国歌を国で決めたわけですから、決めた以上はそれを守っていくのは当然の話。したがって、議場に国旗を掲揚するのも、いろんな考え方はあると思いますよ、あると思いますけれども、私は、社会が発展して、経済が発展して、物事が発展していったら、いつまでも過去のことにこだわって、それをどうしても譲らないというのではなくて、そういうふうにとどんどん考え方も発展していくのが普通じゃないかなと、こういうように思うわけです。

したがって、このことを論じれば、100人みんな100通りの考え方があると思いますけれども、論じてそのことを際立たせるよりも、皆さんにいろんな意見はあるだろうけれど

も、国としてそういうことであれば、枚方市としてもそういうことであるというような考え方で進むべきじゃないかなというように思います。

以上です。

○出井 宏委員長 ほとんどの委員の皆さんから、信条的なこととか、歴史的なこととか、いろいろなお話を賜りました。もう一度元に戻しまして、請願文書表の最後のところにございますけれども、掲揚するかどうか、ここに、それだけに焦点を絞って、それ以外に御意見がありましたら、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○広瀬ひとみ委員 最後にちょっと教えていただきたいんですけども。

先ほど堀井委員の方からお話がありましたが、国旗及び国歌に関する法律が制定されてから随分時間がたっていると思うんですけども、国旗及び国歌に関する法律が制定されたときに市議会の中で議場に日の丸を掲揚しようという議論があったのかということ、もしおわかりの方がおられたら、教えていただきたいのと、今なぜ掲揚ということを求められたのか、その理由ですね。ここには掲揚について検討してほしいという説明しか書かれておりませんので、今なぜ掲揚することが必要ということを御提案されているのかを教えてくださいたいと思います。

○山下寿士市議会事務局長 公式といいますか、このような場で提案をされたのは初めてだと思います。ただし、これまでから、複数の議員から国旗の掲揚をというような要望、意見が出ておいたのは聞いております。どのような提案理由であるかというのは、ちょっと私の方から説明はできかねます。

どのような思いでおっしゃっていたのかはわかりませんが、たしか、そのときにおっしゃっていた理由の一つには、去年、たまたまオリンピックイヤーであって、いろんなところで、連帯感を高揚するような意味合いで、スポーツ大会等々で旗が掲揚されていた。そういうことをよく見るにつけて、また、いろいろと学校現場なんかでも上がるようになって、国旗というものを議場にも上げたらどうかと。なぜということをおし上げられませんが、そのような状況の中で上げてはどうかということ一度議論してほしいということだったと思います。

○千葉清司委員 焦点はぶれませんので。

議会運営委員会にしても、議会にしても、きちっと押さえておかないといけないのは、我々議会が、教育委員会に対して、国旗の掲揚に最大の努力をしてきましたね。いろんな曲折がありましたよ、間違いなく。しかし、曲折がありながらも、今、小学校45校、それから中学校19校、御承知のように、特に入学式、卒業式で掲揚されて、(傍聴席で述ぶ者あり)聞いて下さい。そういう現実の経過で、我々自身が議会人として市民の声を受けて議会で問題解決をしてきたという事実は、はっきりと証明されているわけですから。

それを受けて、榎本議長と会派は違いますが、政治信条はいささかもぶれていませんから、フォローする立場で申し上げますけれども、やはりそういう学校に対する経過も含めて、もう期は熟しているということで私は申し上げたいと思うんですよ。

ですから、教育現場のそういう視点からも、やはり、我々自身が、議会が責任を痛感し、あるいは責任を果たしていかないとはいけないと思うんですよ。そういう意味で、この場でも再度申し上げておきたいと思うんです。

○石村淳子委員 教育委員会の場での国旗掲揚というのは、ある意味、上から押し付けられたというふうに理解している市民の方もたくさんいらっしゃると思うんですね。本当にそう思っておられる方もいらっしゃると思いますし、教育委員会が掲げてきた経過自体も、本当に紛糾して大変なときもあったわけじゃないですか。そういった市民の思いをどう受け止めるかということを経験なくして短時間で決めるというのはどうかなというふうに思いますし、長いことかかってきて期は熟しているというふうに言われますけれども、そうした市民の思いというものもあるということは事実ですから、今、ここでこういう形で出されてすぐに決めるということではなくて、やっぱり、もっと市民と議論をする場というのを持つべきじゃないかなというふうに思います。

そして、なぜ議場なのかということ。各派代表者会議の方でそういう話になったのかどうか分かりませんが、枚方市としては、屋上に国旗を掲げているわけですね。市民の代表である議員がいろんな思いを受けながら議会で議論をする、なぜその議場なのか。いろんな市民の思想、信条を超えて議員自身がそこで議論をする場において、やはり国旗というのはなじまないということで、過去からずっと掲揚していなかったんじゃないかなというふうに思います。32議会の中でも17議会しか、まだ17議会ですよ。掲げていないところもあるわけですから、こういうことも含めて考えていくなれば、やはり議論というのは必要だというふうに思っています。

以上です。

○前田富枝委員 済みません、うちの会派が各派代表者会議に上げたわけなんですけれども。

先ほど局長もおっしゃったように、オリンピックであるとか、そういうふうなことで、日本の国旗を掲げているということで、私も議員にならせていただいてまだ3年足らずですけども、大阪府議会も見せていただいて、大阪府議会にもある、なぜ市議会にはないんでしょうかねという話からこのようなことになったんですけれどもね。それで、各派代表者会議によって議論を進めていただいたわけなんですよ。

先ほどもおおむね云々というところでお話をされていたと思うんですけれども、掲げることが決まって、写真も出てきた。その前に、もうおおむね異論はないということでこのようになったと私は理解しておりますので、今、掲げていることに対して、「(「非公式の段階や。」と述ぶ者あり) 非公式とおっしゃりますけれども、各議員さんにも持ち帰りいただいてお話をされていたということなので、これでおおむね理解されていると私は思います。

以上です。

○出井 宏委員長 争点をしっかりしてくださいよ。我々は、請願に対して、掲揚するかどうかということを議論しているわけですから。信条とか、いろんなことを言われるのは、自分でおやりになったらいいことですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○千葉清司委員 外堀からずっと埋まってほしいと思って、いろいろ大きく論議させていただいているんですけれども。結論に進めていくということは理解しています。

議論が不十分だということだけ、ちょっと反論じゃないですけども、議論の仕方というのがないと私は思うんですよ。だんだん広がっていくという議論は、これは議論じゃないと思うんです。ですから、テーマに沿ってまとめていくというのが議論だと思うんです。たとえ最初は反対であっても、だんだん結論に向かっていくというのが建設的な議論だと私

は思うんですよ。それが、何か時間が少ない、少ないといって、どんどん焦点からそれていったら、これは議論にならないと思うんですよ。その辺はどうなんですか。何かそのように聞こえるんですよ。

○出井 宏委員長 争点は掲揚するかどうかですので、しっかりやってくださいよ。

○大塚光央委員 済みません。私も、この問題については松浦委員と会派が一緒ですから、会派の中では若干議論をした方です。

私も、このおおむねという言葉が大変好きで、それなりに私の信条はあるんですよ、あるけれども、その中ではおおむねこの方向で行こうかということで、うちの会派としては代表が言っているとおりですね。そういった意味で、日本共産党議員団さんもそうだというふうなことを聞かされて、そういう意味でいくと、私と一緒にかなという感じを受けたんですよ、正直な話ね。

ただ、こういった国旗の問題が法制化されたということ、なぜ法制化されたのかということ、を1回ちょっと考えないといかんということなんですね。だから、そういった議論を一応終結していくための法制化というふうなことだったと思います。ですから、今、堀井委員さんがおっしゃったように、日の丸については、私もいろんな思いはあります。ですけども、それは単に日の丸を掲げるか下ろすかという問題ではなくて、やっぱり、枚方市も含めて日本にあるいろんな問題、おっしゃった従軍慰安婦の問題もあるし、そういった問題をどう片付けていくかということが日の丸の持っている嫌な思いを払拭していく清算だと僕は思うわけです。

私らは市議会議員の立場ですから、それを国旗のある議場で、堂々とそういった問題を解決していく方向で議論をしていくということは、何もやぶさかではないし、その方が僕は正しいというふうに思っています。ですから、今回、議場に国旗を掲揚するということについては、おおむねそういった方向で賛成というふうなことになったという経過です。

ですから、別段、広瀬さんがおっしゃっているような内容と僕とは余り変わらないのと違うかなと思いますよ。

○広瀬ひとみ委員 国旗及び国歌に関する法律が制定されたわけなんですけれども、国旗及び国歌に関する法律制定のときに、小渕首相は、国会の答弁の中では、これによって掲揚を義務付けるものではないということをおっしゃっていました。ですから、国旗及び国歌に関する法律が制定されたからといって、全国すべての市町村の議会に直ちに国旗が掲揚されたということではないというふうに思いますので、国旗及び国歌に関する法律が制定されたから掲揚しなければならないんだと、そういうものではないというふうに理解をしております。

逆に、今、もちろんさまざまな考え方がありますので、そういう中で、改めて今の時代の中で掲揚してはどうかという提案がされたものだというふうに理解はいたします。

これ以上意見は言いません。

○出井 宏委員長 暫時休憩します。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時31分 再開)

○出井 宏委員長 委員会を再開します。

○出井 宏委員長 他に質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) これをもって質疑を

終結します。

○出井 宏委員長 これから討論に入ります。

まず、大塚委員の討論を許可します。大塚委員。

○大塚光央委員 本委員会における請願第3号の採決に当たり、賛成することができない立場から討論をさせていただきます。

平成11年に国旗及び国歌に関する法律が施行されてから既に10年が経過をしておりますが、今なお、国旗としての日の丸の位置付けについては、さまざまな思いが市民の中にあることも、重々承知をしているところです。

私も、中国の南京の記念館を訪問して展示品を見て、戦争の悲惨さ、愚かしさを、そして日の丸が侵略のシンボルとして利用されてきた歴史を実感いたしました。

「国旗は、日章旗とする。」、これが法律です。

国旗は、国のシンボルとしてだけではなく、国民の相互の連帯感を、さらには、今、希薄となっております国を愛する心を高揚させるものと思っております。

ただ、日の丸の持つ負の財産を清算するためにも、例えば在日外国人の参政権問題等、具体的な課題を早急に解決することが望まれているのも事実でございます。

ただ、今回の市議会議場への国旗、市旗については、各派代表者会議において、平成20年12月、本年2月・3月、そして6月には2回と、計5回にわたり協議が行われ、今日に至っております。

結論に至るまでには、各派代表者会議では、性急に結論を出すのではなく、各会派からさまざまな意見が出されたことを踏まえて慎重に協議が重ねられており、ここで改めて本件について議論する余地はもうないものと考えております。

請願趣旨にあります「市議会議員の内心の自由を「日の丸」掲揚で侵されたとしたら」というようなことは一切ありませんし、今後も自由闊達に議論をすることは言うまでもありません。

よって、本請願には賛成できないことを表明し、私の討論とさせていただきます。

以上です。

○出井 宏委員長 次に、広瀬委員の討論を許可します。

○広瀬ひとみ委員 議場に日の丸を掲げないように求め提案された本請願は、その理由として、日の丸に対し、さまざまな市民感情があると述べています。また、請願者とは別に、9月1日付で508筆の「枚方市議会議場に「日の丸」をあげないで下さい」との署名が提出をされております。

これらの声は、何よりも日の丸に敬愛の念を抱かれる方がいる一方で、日の丸に対し強い抵抗感を持つ方がおられることを示しています。

日の丸は日本の国旗となりましたが、太平洋戦争では軍国主義と侵略の旗印でありました。この旗のもとに祖国の尊厳と家族の命を奪われたアジア諸国民の苦しみや、この旗のもとに戦争に駆り立てられ深い苦しみを味わった方々の思いが、今も続く日の丸への抵抗感として表れているのではないのでしょうか。

日の丸が掲げられることに憂いや抵抗を感じる皆さんが、どれほど深く戦争を悲しみ、軍国主義を悔い、平和を希求しているか、大切にその思いを受け止めるべきであり、そうした

住民の思いを踏みにじってまで、今、日の丸を掲げる必要はないと考えます。

また、本市にはさまざまな国の方々が住まれ、住民サービスの提供を受けておられます。こうした住民も含めた自治の場に、日の丸を掲げる必要はありません。

他のいかなる場所にも増して、思想、信条の自由を守り、さまざまな住民の意見を反映させることこそが議会の役割であり、議場は中立、公正な場であるべきで、数の多数で一つの考えを議場に求めることは避けるべきだと思います。

これまで、枚方市議会は62年にわたり、議場に日の丸を掲揚せず、地方自治の発展のために尽くしてきました。掲げないことによる支障もありません。

以上のことから、本請願に賛成である旨を表明し、討論といたします。

○出井 宏委員長 これをもって討論を終結します。

○出井 宏委員長 これから請願第3号を起立により採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○出井 宏委員長 起立少数です。

よって本請願は、不採択とすべきものと決しました。

○出井 宏委員長 以上で、本委員会に付託された事件の審査はすべて終了しました。

よって、議会運営委員会はこれをもって散会します。

(午前11時37分 散会)

委員 長 出 井 宏

議 長 榎 本 正 勝